

宗像市排水設備等改造工事の手引き

(一般家庭における生活排水の公共下水道への接続工事)

令和7年度

宗像市環境部下水道課

電 話：0940-36-4136

所 在：宗像市田熊1373番地（宗像市終末処理場内）

(目次)

1. 下水道について	 (1)
2. 下水道への接続義務	 (1)
3. 排水設備等の工事について	 (2)
4. 工事の手続き方法	 (2)～(3)
5. 排水に関する受忍義務	 (3)
6. 排水設備改造資金の貸付制度について	 (4)～(5)
7. 下水道使用料金	 (6)～(7)
8. 下水道の使用について	 (8)

○宗像市排水設備等の工事について（宗像市排水設備指定工事店一覧）

○様式例（公共下水道使用開始届、誓約書、使用水変更届）

1. 下水道について

下水道は、家庭や工場から排出された汚水をきれいな水に処理して河川等に放流する施設です。

下水道の整備によりくみ取便所を水洗便所に改造すると、悪臭や蠅が発生しなくなります。

また、生活排水（風呂・台所・手洗い・洗濯機等の排水）が側溝をとって川や海に流れ込むことにより、水質汚染や環境破壊の原因となっていますが、これらを下水道に流すことにより水質や環境の改善を図ることができます。

2. 下水道への接続義務

公共下水道が整備され、下水処理場で汚水を処理することのできる地域は『**処理区域**』として公示されます。

処理区域内に建築物を所有する人は、下水（汚水・雨水）を公共下水道に流入させるために、遅滞なく（3年以内）排水設備を設置しなくてはなりません。また、くみ取便所は処理開始日から3年以内に水洗便所への改造を行わなければなりません。（下水道法第10条、11条の3、下水道条例第3条）

下水道の処理区域では、家を新築したり増築する場合、水洗便所でなければその建築が許可されません。

排水設備

水洗便所、風呂、台所などから出される生活排水（汚水）や、雨水を排除するために個人の宅地内に設置された排水管、桝、などを「排水設備」と呼びます。

この排水設備の設置については、法律によって土地の所有者、使用者、占有者に義務づけられています。

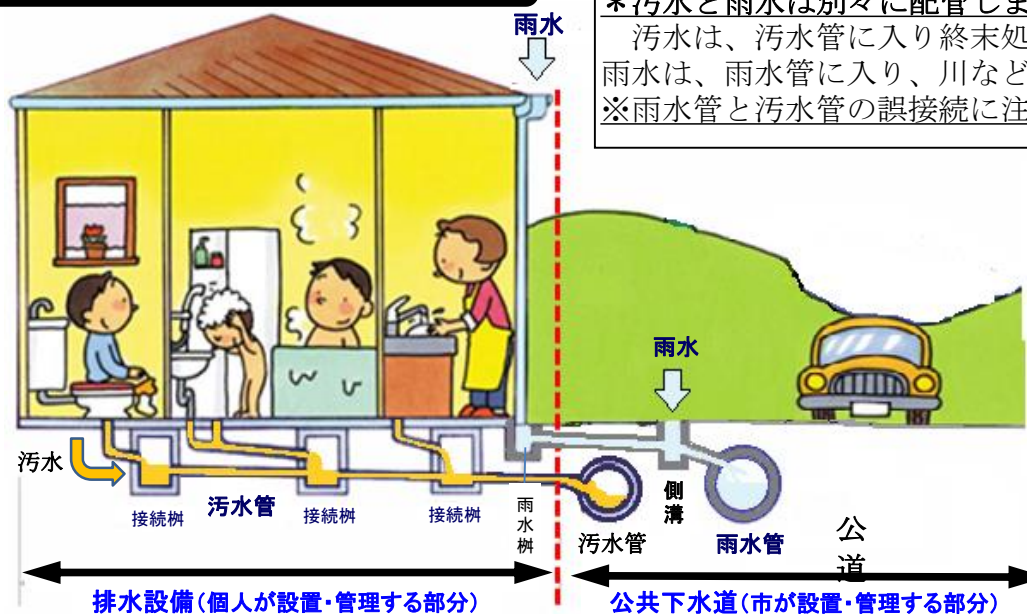
※注意

合併処理浄化槽使用の方へ

下水処理区域となった後、12か月（1年）を経過しての維持管理に関しては「**浄化槽維持管理補助金**」が出ません。

（宗像市浄化槽設置整備事業等補助金要綱第14条、16条）

排水設備と公共下水道



*汚水と雨水は別々に配管します（分流式）

汚水は、污水管に入り終末処理場へ送られ、雨水は、雨水管に入り、川などに流されます。
※雨水管と污水管の誤接続に注意してください

※生活若しくは事業に起因・付随する廃水を「汚水」といいます。

※汚水と雨水を「下水」と言います。

3. 排水設備等の工事について

排水設備とは、家庭からの排水（風呂・便所・台所・洗濯機等）を下水道管に接続して排出する施設や、敷地内に降った雨水を側溝に排除する桝や管及び衛生器具類の施設をいいます。

排水設備については、個人（私費）で設置し維持管理しなければなりません。また、排水設備等の設置工事については、施工能力を有する者として公共下水道管理者（宗像市長）が指定した「宗像市排水設備指定工事店」でなければ施行することができません。（指定工事店制度）

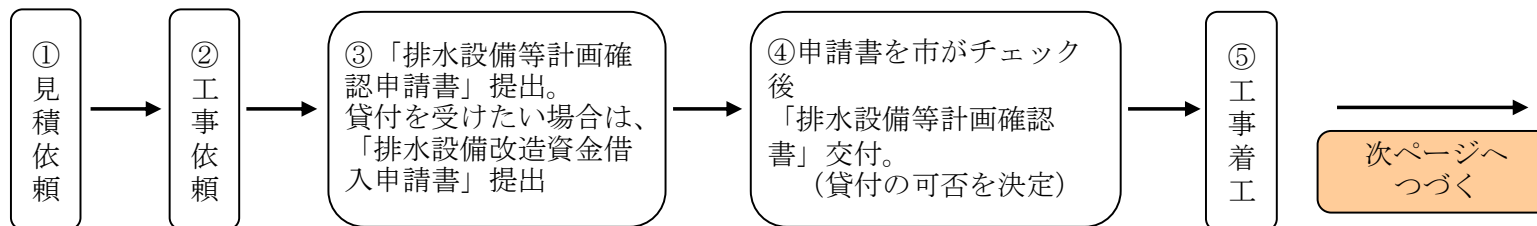
もし、上記に違反して施行された場合には、施設を維持管理する上で詰まりなどの各種の問題が発生したりするため、配管のやり替えや手直し等、市の条例にある基準に沿うような追加工事をしなければならなくなります。このため、排水設備等の工事を行う場合には必ず「宗像市排水設備指定工事店」に施行を依頼してください。

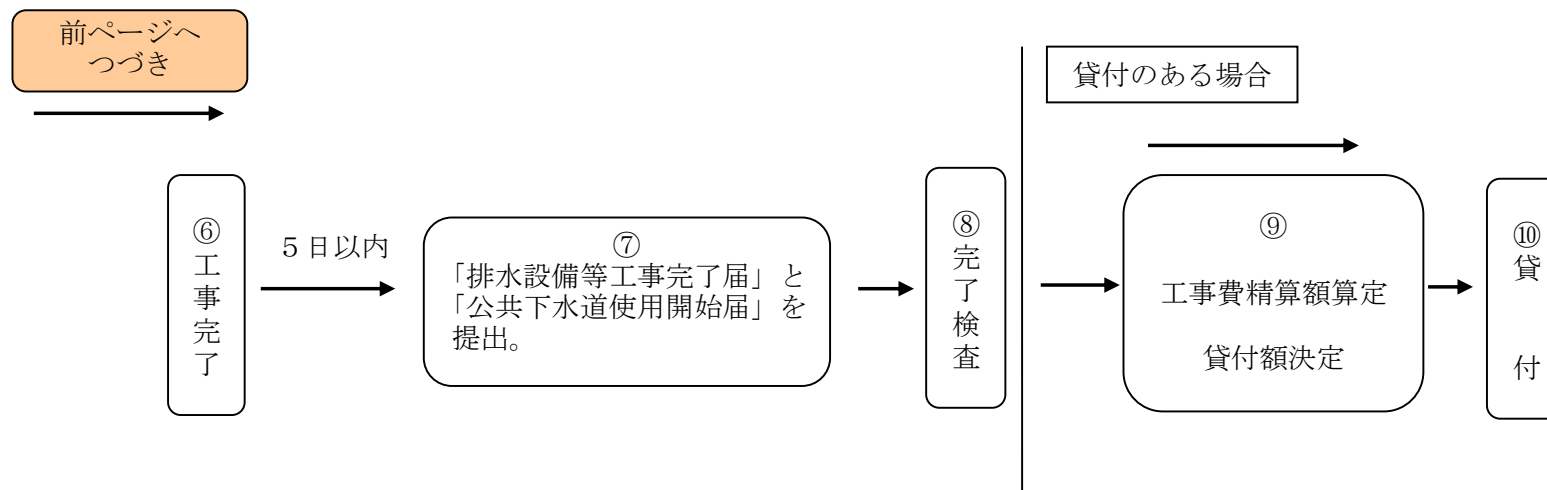
※ この資料の後のページに「宗像市排水設備指定工事店」の一覧表を添付しています。

4. 工事の手続き方法

排水設備等設置工事を行うには、「排水設備等計画確認申請書」等の書類を市に提出しなければなりませんが、これらの必要な手続き一切を「指定工事店」が代行して行ってくれます。（下記の工程を参照）

工事を依頼する指定工事店が決まりましたら、工事依頼のあと必要書類に署名捺印するところがありますが、よく確認してから行って下さい。また、不明な点は遠慮なく指定工事店または都市建設部下水道課にお尋ね下さい。





5. 排水に関する受忍義務（排水工事で他人の土地にかかる場合）

排水を下水道に流す場合に他人の土地や排水設備を使用しなければ困難なときは、他人の土地や排水設備を使用することができます。ただし、次のことを守らなければなりません。（下水道法第11条）

- ① 他人の土地又は排水設備にとって最も損害の少ない場所や箇所及び方法を選ばなければならない。
- ② 他人の排水設備を利用する場合、その利益を受ける割合に応じて、設置、改築、修繕及び維持に要する費用を負担しなければならない。
- ③ 他人の土地を使用して排水設備を設置する場合、事前にその旨を伝え了承を得なければならない。
- ④ 他人の土地を使用して損失を与えた場合は、損失分を補償しなければならない。

6. 排水設備改造資金の貸付制度について

①貸付けの対象者

この制度は、下水の処理区域において、くみ取り便所及び排水設備を下水処理に改造するための資金を貸付ける制度で、次の各号に掲げる要件を全て備えた方は貸付けを受けることができます。

- (1) 本市に住所を有する人で、下水処理区域内の家屋の所有者又は改造工事について所有者の承諾を受けた家屋の使用者であること。
- (2) 貸付を受けた資金の償還能力を有すること。(給与、年金等の収入があること)
- (3) 市税を滞納していない連帯保証人(一定の収入又は相当の資産を有する)を立てることができる人であること。(連帯保証人：原則として、市内に住所を有し、独立の生計を営む成年者)
- (4) 市税、水道料金等を滞納していないこと。
- (5) 下水の処理開始日から3年以内に改造工事を行うこと。

②貸付の限度額

- ・改造工事費の精算額により貸付額を算定し決定します。(完了検査実施後に指定口座に振込)
- ・改造資金の貸付額は改造工事費の80%を限度とします。

※ 貸付の対象にならない設備や個別に貸付限度等があります。

例 水洗トイレ(貸付限度有り)、洗面ユニット(貸付対象外)など直接水洗化に関係のないもの。

- ・大便器の限度額(1箇所につき) 130,000円(機材、大工、左官、紙巻器、取付費込み)
- ・小便器の限度額(1箇所につき) 100,000円(機材、大工、左官、取付費込み)

*ただし、大便器・小便器とも既存箇所のみ貸付対象であり、増設部分(新設箇所)については対象となりません。

③償還方法と貸付利息

- ・ 償還方法 30ヵ月 月均等払い（納期前において繰上償還もできます）
- ・ 貸付利息 無利息

④貸付金の申し込み方法

貸付けを受ける場合は、改造工事を依頼される際に指定工事店に申し出て下さい。
内容をよくご確認のうえ必要書類への記入・捺印等をお願いします。

《貸入申請に必要な書類》

1. 借入申請書 1 通
2. 借入資金の償還能力を有する証明書（所得証明、貯金残高証明書等）
（借入申請者及び連帯保証人の各々）
3. 借用書 1 通
4. 申請者と連帯保証人の印鑑登録証明書 各 1 通
5. 申請者と連帯保証人の滞納のない旨の証明書 各 1 通
6. 貸付金請求書 申請者のみ 1 通

※ 借用書については、申請者、連帯保証人の印鑑登録証明書の印を各々押印して下さい。

7. 下水道使用料金 (令和7年4月現在)

①市水道水使用

基本使用量		超 過 使 用 料	
汚 水 量	使 用 料	汚 水 量	使用料(1m ³ 当たり)
8m ³ まで	1,143円	8m ³ を超え30m ³ までの部分	134円
		15m ³ を超え25m ³ までの部分	153円
		25m ³ を超え40m ³ までの部分	181円
		40m ³ を超える部分	220円

※上記使用料には、消費税を含んでいません。

◆ 9～15m³以上の場合の計算方法

$$\{ (使用水量 - 8) \times 134円 + 1,143円 \} \times 1.10$$

◆ 16～25m³以上の場合の計算方法

$$\{ (使用水量 - 15) \times 153円 + 2,081円 \} \times 1.10$$

◆ 26～40m³以上の場合の計算方法

$$\{ (使用水量 - 25) \times 181円 + 3,611円 \} \times 1.10$$

◆ 41m³以上の場合の計算方法

$$\{ (使用水量 - 40) \times 220円 + 6,326円 \} \times 1.10$$

※ (1円未満の端数切捨て)

②井戸水使用の場合

(※メーター：量水器)

(1) メーター設置(私設)の場合 メーターの指針により算定(上記①水道水使用と同様)

(2) メーター設置無しの場合 1カ月の使用水量を30m³(事業所以外)と認定

③市水道水と井戸水を併用使用の場合

(1) 井戸にメーター設置の場合 市水道と井戸の使用水量を合算した水量

(2) 井戸にメーター設置無し場合 井戸の1カ月の使用水量を15m³(事業所以外)と認定し、これに市水道の使用水量を加算

※ 井戸水を使用(併用を含む)する場合は、原則として井戸メーター(私設)を設置してください。

※ 井戸メーターは、市の水道事業で使用しているものと同等の機能及び材質を有するもの(8年以内に交換：計量法)。
井戸メーターを設置の際は、誓約書(様式第9号：井戸水等用量水器に関する誓約書)を提出してください。

※ 公共下水使用開始後に、使用水等を変更する場合(井戸を追加・廃止、水道水を追加・廃止、井戸にメーターを設置する、、、等)は、あらかじめ「使用水変更届」を提出してください。

※ 次のページに 上下水道料金早見表 を添付しています。

上水道・下水道料金早見表（上水道料金は口径13mmメータ使用料58円（税抜）を含んだ場合 参考：口径20mmメータ使用料は96円（税抜））

◆下記料金表には消費税（10%）が含まれています。8m³（8トン）まで基本料金です。

使用水量 m ³	上 水 道 料金(A)	下 水 道 料金(B)	合 計 料 金 (A + B)	使用水量 m ³	上 水 道 料金(A)	下 水 道 料金(B)	合 計 料 金 (A + B)
8	1,321	1,257	2,578	39	9,145	6,759	15,904
9	1,552	1,404	2,956	40	9,450	6,958	16,408
10	1,783	1,552	3,335	41	9,754	7,200	16,954
11	2,014	1,699	3,713	42	10,059	7,442	17,501
12	2,245	1,846	4,091	43	10,364	7,684	18,048
13	2,476	1,994	4,470	44	10,668	7,926	18,594
14	2,707	2,141	4,848	45	10,973	8,168	19,141
15	2,938	2,289	5,227	46	11,278	8,410	19,688
16	3,169	2,457	5,626	47	11,583	8,652	20,235
17	3,400	2,625	6,025	48	11,887	8,894	20,781
18	3,631	2,794	6,425	49	12,192	9,136	21,328
19	3,862	2,962	6,824	50	12,497	9,378	21,875
20	4,093	3,130	7,223	51	12,801	9,620	22,421
21	4,324	3,298	7,622	52	13,106	9,862	22,968
22	4,555	3,467	8,022	53	13,411	10,104	23,515
23	4,786	3,635	8,421	54	13,715	10,346	24,061
24	5,017	3,803	8,820	55	14,020	10,588	24,608
25	5,248	3,972	9,220	56	14,325	10,830	25,155
26	5,479	4,171	9,650	57	14,630	11,072	25,702
27	5,710	4,370	10,080	58	14,934	11,314	26,248
28	5,941	4,569	10,510	59	15,239	11,556	26,795
29	6,172	4,768	10,940	60	15,544	11,798	27,342
30	6,403	4,967	11,370	61	15,848	12,040	27,888
31	6,707	5,166	11,873	62	16,153	12,282	28,435
32	7,012	5,365	12,377	63	16,458	12,524	28,982
33	7,317	5,564	12,881	64	16,762	12,766	29,528
34	7,621	5,764	13,385	65	17,067	13,008	30,075
35	7,926	5,963	13,889	66	17,372	13,250	30,622
36	8,231	6,162	14,393	67	17,677	13,492	31,169
37	8,536	6,361	14,897	68	17,981	13,734	31,715
38	8,840	6,560	15,400	69	18,286	13,976	32,262

メーターの付いていない井戸を使用の場合

正しく使いましょう！ みんなの下水道

下水道が整備されたからといって、何でも流せるわけではありません。

下水道は自然環境や生活環境をよりよくするためにつくられた公共の財産です。正しく使用しないと下水管が詰まってマンホールや家庭のトイレから汚水が溢れ出たり、設備の寿命を縮めることになります。

※故障のときは、指定工事店又は宗像管工事協同組合（37-0435）に依頼して下さい。

水洗トイレには
トイレットペーパー以外の物は流さない（ティッシュペーパー、たばこ、生理用品、尿取りパッド等）

宗像管工事協同組合からの修理報告で最も多いのが、トイレットペーパー以外の紙などの使用によるトイレの詰まりです。

ディスポーザ（野菜くずや残飯を粉碎して下水管に直接排出する装置）は使用不可。

排水処理槽付のディスポーザ（ディスポーザ排水処理システム）は、設置可。ただし、設置の届け出が必要です。※事前協議をおこなってください。

台所では
野菜くずや残飯、天ぷら油等の廃油を流さない

油は石鹼と化合して固まり、下水管を詰まらせます。また、野菜くずや残飯も詰まりの原因となります。

ガソリン、シンナー、アルコール類など揮発性の高い危険物質を絶対に流さない

揮発したガスが下水管に溜まり、大爆発を起こす原因となり、大変危険です。

宗像市排水設備等工事について

宗像市下水道条例第4条の規定に基づき、排水設備等の新設・改造・増設・仮設・撤去工事をしようとする者は、あらかじめ公共下水道管理者（市長）に申請し、工事計画の確認を受けなければなりません。

排水設備等の工事は、宗像市下水道条例第6条第5項の規定により、その施工能力を認められ、公共下水道管理者（市長）から指定を受けた『宗像市排水設備指定工事店』でなければ施行してはならないとされていますので、当該工事を行う場合は、必ず「宗像市排水設備指定工事店」に施工を依頼してください。

宗像市排水設備指定工事店一覧【宗像市内】

【R7.04.01現在】

[illegible]

宗像市排水設備指定工事店一覧【市外】NO. 1

指定工事店名	所在地	電話
(株)アースライン	福岡市博多区那珂 1 丁目3番37号	092-982-0247
アーバン・デザイン	中間市長津2丁目19番2号	090-7390-5000
(株)アイ・プラン	宮若市鶴田890番地	0949-52-6527
(有)青木工業	筑紫野市大字阿志岐2068番地の1	092-925-8356
アクアライフ	福津市津屋崎6-5-16	080-5273-7928
(株)アクエアー	福岡市東区松島3丁目14番6号	092-260-7298
(有)アクロス	福津市畦町439番地の11	0940-43-5999
(株)朝日プラント	福岡市城南区別府3丁目14番27号	092-844-2511
(株)アステック	糟屋郡新宮町三代482番地1	092-962-2522
有田設備(株)	福岡市東区箱崎4丁目11番21号	092-641-1661
石塚住設ガス(株)	遠賀郡水巻町吉田東2丁目22番17号	093-201-0325
井上工業(株)	福岡市西区福重5丁目5番6号	092-891-3434
入江設備	福津市津屋崎1丁目36番5号	0940-52-5365
(有)入江設備	遠賀郡水巻町下二西2丁目1番1号	093-201-2511
(株)岩丸産業	福岡市早良区田村4丁目8番23号	092-863-2661
(有)栄信設備商会	古賀市天神5丁目7番7号	092-942-2293
(株)E C Oライン	福岡市西区石丸4丁目5番58号	092-891-6154
(有)エス・アイ・エス	北九州市若松区高須東1丁目2番12号	093-741-2017
SSK	糟屋郡新宮町下府3-2-20-101	080-2714-8966
オーエス設備(株)	北九州市八幡西区八枝3丁目10-8	093-616-8638
(有)岡田設備工業	遠賀郡岡垣町大字吉木1158番地の5	093-283-3531
(株)落合設備	福岡市早良区次郎丸5丁目11番36-4号	092-834-4402
(有)梶原設備工業	鞍手郡小竹町大字新多321番地	0949-62-0757
(株)金屋商会	北九州市八幡西区則松1丁目5番12号	093-691-1195

【R7. 04. 01現在】

指定工事店名	所在地	電話
(株)IWAMOTO	福岡県遠賀郡水巻町二東3丁目14-6	093-701-7145
(株)創水設備	福岡市西区室見が丘2丁目14番 1 号	092-776-5814
(株)U. S. P	福岡市西区羽根戸11-1	092-407-5116
(株)環境ク リ ー ン	北九州市若松区大字蟹住1311番地	093-742-6300
(株)木下設備	北九州市八幡西区鷹の巣1丁目9番4号	093-642-2028
(有)協栄設備工業所	北九州市八幡西区市瀬3丁目2番3号	093-621-0023
(有)キヨミ工業	筑紫野市塔原南2丁目7番42号	092-920-5300
(株)グッドライト	福岡市西区拾六町3丁目13番12号	092-834-7564
(株)ケイテック	糟屋郡新宮町新宮32番地	092-692-8693
(有)光栄工業	福岡市南区桧原7丁目25番27号	092-551-5820
(株)古賀建設	福津市花見が丘3丁目1番1号	0940-42-2330
古賀設備(有)	春日市須玖南7丁目38番地	092-518-5999
(有)小西設備	古賀市花鶴丘2丁目8番3	092-942-2119
小林興商(株)	福岡市東区松崎3丁目27番17号	092-671-0021
西部ガスリアルライフ福岡 (株)	福岡市南区向野2丁目8番18号	092-551-3797
(有)佐伯工務店	遠賀郡遠賀町旧停1丁目6番7号	093-293-0170
サカエ設備(合)	北九州市門司区羽山1丁目1-18	093-342-7330
(株)佐久間産業	福岡県宮若市宮田134番地	0949-32-0027
サトウ住設	鞍手郡小竹町大字勝野2732番地7	0949-62-6564
(株)佐藤商店	遠賀郡芦屋町白浜町2番3号	093-223-3131
(有)佐藤設備	飯塚市内野3556番地6	0948-72-0886
(株)サンエスト設備	福岡市東区箱崎ふ頭4丁目10番7号	092-260-9399
(株)三機産業	筑紫野市杉塚1丁目8番5号	092-923-1414
三共工業(株)	福岡市博多区吉塚1丁目44番2号	092-623-0127

宗像市排水設備指定工事店一覧【市外】NO. 2

指定工事店名	所在地	電話
(株)SANSYOU	北九州市八幡西区本城東1-1-41	093-482-8686
三新建設	鞍手郡鞍手町大字中山2420番地1	0949-42-7540
三新設備(株)	北九州市戸畑区土取町13-19	093-882-6783
(株)サンセツ	福岡市早良区早良4丁目33番10号	092-803-1641
山和(株)	北九州市小倉北区足原2丁目5番33号	093-921-5888
三和産業(株)	北九州市八幡西区力丸町22番14号	093-603-2299
(株)サンワ商会	福岡市早良区祖原 4 番 2 6 号	092-823-2981
(有)ジェーエス工業	飯塚市下三緒328番地の1	0948-23-9724
(株)システム 1	北九州市八幡西区鷹の巣3丁目10番10号 1 F	093-883-7955
(有)嶋田設備	直方市植木2217番地の4	0949-28-1909
(株)秀建工業	北九州市八幡西区馬場山東2丁目5番3号	093-617-7727
(株)城東コーポレーション	福岡市東区八田1丁目7番32-103	092-663-6165
(有)正野建設	福岡市東区舞松原5丁目5番8号	092-672-4981
(株)白川設備工業	古賀市中央3丁目1番9号	092-942-5370
(株)白金	福岡市中央区白金1丁目16番19号	092-531-2872
(株)城山水道設備	北九州市八幡西区木屋瀬1丁目18番22号	093-617-2705
進興設備工業(株)	福岡市南区玉川町4番2号	092-551-6883
(株)新盛	福岡市博多区下呉服町4番33号	092-291-1266
親和産業(株)	遠賀郡岡垣町大字糠塚360番地	093-282-4658
水研工業(株)	春日市惣利1丁目66番地	092-595-7676
(株)水道屋	北九州市八幡西区沖田2丁目13番1号	093-613-7610
正環テクノ(株)	福岡市城南区南片江5丁目19番7号	092-707-5440
(株)瀬登	北九州市八幡東区枝光2丁目7番32号	093-671-1080
(有)善明産業	北九州市八幡西区竹末1丁目6番25号	093-642-2211

【R7.04.01現在】

指定工事店名	所在地	電話
第一設備工業(株)	北九州市八幡西区筒井町9番14号	093-642-8400
タイセイ商事(有)	福岡市西区拾六町1丁目12番8号	092-891-3900
(有)大宝	福岡市東区大字上和白1334番地1 アーバン21A棟106	092-681-7121
(株)大弥	北九州市八幡東区中尾3丁目7番8号	093-651-0279
(株)タカミツ住設	北九州市若松区大字払川587番地	093-742-8602
(有)竹内設備	北九州市八幡西区岩崎2丁目19番6号	093-618-3668
(株)竹下設備	福岡県直方市大字植木1431番地3	0949-22-4880
(有)立花設備工業	北九州市小倉南区上曽根新町8番11号	093-473-9211
(株)筑紫商会	太宰府市水城3丁目24番7号	092-921-1155
(有)千歳工業	飯塚市相田685番地1	0948-24-1402
ツツミ設備	福津市福岡南2丁目3番7号	0940-42-4705
(有)寺崎設備工事店	福岡市早良区原4丁目20番30号	092-831-4048
(株)天水工	福岡市博多区月隈六丁目5番12号A101	092-586-9273
(株)東筑設備工業	筑紫野市大字古賀796-5	092-985-7445
トータルリフォーム夢工房	北九州市八幡西区上上津役六丁目1番5号	093-611-3350
(株)トーマス	福津市津丸930	0940-42-4331
(株)利管工設備	糟屋郡須恵町大字植木848番地3	092-936-8480
(株)敏設備工業	福岡市南区桧原7丁目22番8号	092-211-1849
(有)戸畑ホーム設備	北九州市戸畑区西大谷2丁目9番20号	093-881-1050
(株)豊坂水道	福津市上西郷571番地の2	0940-42-5732
(有)中尾工業	北九州市小倉北区緑ヶ丘3丁目1番24号	093-561-0491
中嶋工業	中間市通谷2丁目7番28号	093-245-1841
永島設備	福岡県遠賀郡岡垣町野間2丁目6番16号	080-8363-2725
(株)永野設備工業	北九州市小倉南区上吉田5丁目1-5	093-475-3351

宗像市排水設備指定工事店一覧【市外】NO. 3

【R7. 04. 01現在】

指定工事店名	所在地	電話
永久工業(株)	北九州市八幡東区帆柱1丁目1番44号	093-681-6665
中村設備(株)	福津市上西郷670番地の3	0940-42-6286
中村設備工業(株)	北九州市八幡西区椋枝2丁目9番3号	093-883-7697
(株)西住設備	福津市宮司6丁目8番3号	0940-52-5824
(株)NEXT	北九州市小倉南区母原550番1号	093-967-6061
(株)バイオテック	福津市福岡南1丁目20番30号	0940-43-4421
(有)橋本工業	福岡市西区今津4798番地317	092-806-2639
花田設備	福津市勝浦4847番地	0940-52-1941
浜設備	遠賀郡岡垣町旭台4丁目10番2号	093-283-3822
(株)洗設備	中間市岩瀬2丁目25番8号	093-246-2602
(有)美建工業	太宰府市御笠2丁目5番7号	092-922-3579
(有)久江設備工業	糟屋郡志免町別府4丁目4番28号	092-935-2848
(株)日高エキップメント	糟屋郡篠栗町和田3丁目19番12号	092-947-8840
陽隆設備(株)	北九州市八幡西区楠橋西二丁目10番 1 0 号	093-981-9574
(有)姫路屋建材	古賀市今の庄1丁目9番10号	092-942-5628
福岡管工設備	古賀市薦野1919番地1	090-5489-7976
(株)福田工務店	遠賀郡遠賀町大字木守966番地	093-293-0168
福豊設備工業	飯塚市平塚170番地11	0948-72-0714
(株)福岡住設	福津市西福岡4丁目5番9号	0940-43-3211
(有)フジモト営建工業	古賀市新原字中ノ坪731番地4	092-943-1227
(株)藤善設備工業	福岡市東区八田1丁目7番32号 FSKビルド1号館	092-663-6789
(株)ブルーライン	福岡市早良区野芥8丁目25番22号	092-804-1178
(有)ホットサポート	古賀市新久保2丁目16番16号	092-940-7160
(株)本多設備工業	北九州市小倉南区城野1丁目13番6号	093-921-7777

指定工事店名	所在地	電話
舞鶴設備工業(株)	飯塚市柳橋280番地1	0948-22-6394
(株)マスタ設備工業	古賀市花見南1丁目14番28号	092-943-2855
(有)松尾設備	古賀市筵内1163番地	092-943-2828
マルイ住設工業	鞍手郡鞍手町室木796番地11	0949-42-0292
(有)マルコー設備	福岡市早良区四箇6丁目11番6号	092-812-2387
(株)丸藤産業	大野城市乙金東1丁目6番27号	092-503-2911
(株)未輝設備	北九州市八幡西区大字笹田12番地121	093-616-1993
(株)ミヤビ工業	福岡市東区千早1丁目20番13号	092-410-8833
(有)ムサシ工業	大野城市緑ヶ丘2丁目7番2号	092-589-7107
(株)村上工務店	中間市大字垣生998番地	093-245-0547
(株)ムラセツ	田川市大字川宮738番地19	0947-85-9304
(有)望月住設	福岡市西区今津737番地の2	092-806-2018
(株)森設備	大野城市南ヶ丘5丁目11番2号	092-596-1322
(株)矢七屋	北九州市八幡西区沖田1丁目14番15号	093-614-8780
(株)山下設備	福岡市西区石丸2丁目17番6号	092-881-8167
山本設備工業(株)	福岡市南区清水3丁目5番27号	092-554-5930
(株)ユウキサービス	福岡市東区青葉2丁目28番10号	092-215-1500
(有)大成管工	福岡県糟屋郡宇美町障子岳 2 丁目 1 4 番 1 3 号	092-932-3119
(有)有泉管工	福岡県鞍手郡鞍手町大字中山3218番地	0949-42-4676
UP(株)福岡支店	福岡市博多区井相田1-10-1- 5 号室	092-592-8300
(株)ユノキ設備	福岡市早良区四箇 1 丁目8番48号	092-811-2911
吉井設備	福津市津屋崎5丁目22-2	090-9474-9012
吉岡設備	宮若市金丸747番地10	0949-55-2345
(株)吉竹設備工業	春日市春日原東町3丁目28番地	092-501-0188

宗像市排水設備指定工事店一覧【市外】 NO. 4

【R7.04.01現在】

[illegible][illegible]

公共下水使用開始届

公共下水道使用開始(休止・廃止)届		
年 月 日		
宗像市公共下水道管理者 様		
申請人 住 所 宗像市 (ふりがな) 氏 名 (電話 —)		
設 置 場 所	宗像市	
異 動 事 由	☐ 開始 ☐ 休止 ☐ 廃止 ☐ 再開	
異 動 年 月 日	年 月 日	
使 用 者	住 所	宗像市 (電話 —)
	氏 名	
使 用 水 区 分	☐ 上水道 ☐ 井戸 ☐ 上水道・井戸の併用	
備考欄		

☐は、該当事項にレ印を記入してください。

井戸水に量水器（メーター）を設置する場合に提出

誓約書	
年 月 日	
宗像市公共下水道管理者 様	
(届出者)	
住 所 宗像市	
氏 名	
(電話 —)	
私は、下水道使用料金の算定のために井戸水の使用水量を計量する量水器を次のとおり設置します。また、量水器の設置に関しては宗像市下水道条例及び同条例施行規程を厳守いたします。 なお、設置した量水器は、計量法に規定する量水器の有効期限を超えない時期に必ず取り換えます。 また、量水器が正確に計測していないと管理者が判断した場合は、直ちにに取り換えます。	
量水器の設置場所	宗像市
量水器の製造社名	
量水器の口径と型式	Φ mm 型式
量水器の使用開始日	年 月 日
量水器の有効期限	年 月
施工指定工事店名	

備考 計量法に規定する量水器の有効期間は8年となっています。

公共下水使用開始後に、使用水を変更した場合に提出
 (例) 井戸認定(30m)→井戸に量水器を設置
 水道水と井戸(認定)→水道水のみ 等

様式第8号(第13条関係)

使 用 水 変 更 届		
年 月 日		
宗像市公共下水道管理者 様		
(届出者)		
住 所 宗像市		
氏 名		
(電話 ー)		
宗像市下水道条例第13条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。		
変 更 す る 場 所	宗像市	
変 更 予 定 年 月 日	年 月 日	
変 更 内 容	現在の使用水(変更前)	変更後の使用水
	☐ 水道水のみ ☐ 井戸水のみ(認定) ☐ 井戸水のみ(量水器設置) ☐ 水道水と井戸水(認定) ☐ 水道水と井戸水(量水器設置) ☐ その他の水	☐ 水道水のみ ☐ 井戸水のみ(認定) ☐ 井戸水のみ(量水器設置) ☐ 水道水と井戸水(認定) ☐ 水道水と井戸水(量水器設置) ☐ その他の水
施工指定工事店名		

添付書類

- 1 井戸水用の量水器(計量法(平成4年法律第51号)に定める検定に合格した量水器で鉛を使用していないものをいう。)を設置する場合は、設置者が当該量水器の有効期間に応じ、当該量水器を取り替える旨の誓約書
- 2 変更する場所の位置図及び平面図

注意事項

☐は、該当事項にレ印を記入してください。